平成２７年（フ）第２５号
沖縄県宜野湾市字宇地泊469番地　仲間アパート202号
債務者　中村　達也
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５３号
沖縄県沖縄市久保田２丁目１番４号　島袋アパート302
債務者　松田　正美（旧姓與那嶺）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６８号
沖縄県沖縄市字松本887番地１　シティハイツ美原401号
債務者　池本　暁子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６９号
沖縄県宜野湾市野嵩４丁目１番19―301号
債務者　仲里さおり（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９６３号
横浜市港南区下永谷５丁目７番41号　第１ポートサウス２Ｄ
債務者　岩橋スサーナこと　イワハシ　スサナガッマイタン
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号
釧路市住吉２丁目５番15号　ハイツ住吉13号
債務者　茂内　優希
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４２９号
東京都三鷹市下連雀６丁目19番６号南浦フローラルマンション104
債務者　深澤　昭吾
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
大分県国東市国東町安国寺1555番地
債務者　山帝　詩織
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時10分　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第９０１号
横浜市旭区左近山16番地７　左近山団地１街区５棟303号
債務者　千葉　明菜（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５５号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目25番23―105号
債務者　泉澤　　光
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３号
栃木県小山市大字間々田753番地12、従前の住所千葉県野田市中根18番地の３　ロータリーパレス野田210
債務者　北澤　純子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３８８号
東京都武蔵村山市三ツ木１丁目47番地の７
債務者　本木　　榮
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８９号
東京都武蔵村山市三ツ木１丁目47番地の７
債務者　本木千代子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
愛知県豊橋市平川本町１丁目４番地２　201、従前の住所愛知県豊橋市有楽町93番地８　B203
債務者　新郷　月代
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４９９号
東京都八王子市戸吹町563番地
債務者　奥吉　三男
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部